裏

エネルギーの使用の合理化に関する法律（抜すい）

第87条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

14　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15　第１項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項、第75条第５項、第75条の２第３項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告　示

○農林水産省告示第四百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年二月十七日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年三月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22583	アセタミプリド水溶剤	モスピラン顆粒水溶剤	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕
22584	アセタミプリド水溶剤	日農モスピラン顆粒水溶剤	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
22585	テブコナゾール・トリフロキシストロビン水和剤	デディケートフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
22586	ピリミノバックメチル剤	ヒエクリーン豆つぶ２５０	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦
22587	クミルロン・ベンスルフロンメチル・ペントキサゾン水和剤	石原ドウジガードフロアブル	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　織田健造
22588	クミルロン・ベンスルフロンメチル・ペントキサゾン水和剤	科研ドウジガードフロアブル	東京都文京区本駒込二丁目28番８号　科研製薬株式会社　代表取締役社長　乾四朗
22589	クミルロン・ベンスルフロンメチル・ペントキサゾン水和剤	ドウジガードフロアブル	東京都千代田区大手町一丁目４番２号　丸紅株式会社　代表取締役　梅澤敏徳
22590	クミルロン・ベンスルフロンメチル・ペントキサゾン水和剤	石原ドウジガードＬフロアブル	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　織田健造
22591	クミルロン・ベンスルフロンメチル・ペントキサゾン水和剤	科研ドウジガードＬフロアブル	東京都文京区本駒込二丁目28番８号　科研製薬株式会社　代表取締役社長　乾四朗
22592	クミルロン・ベンスルフロンメチル・ペントキサゾン水和剤	ドウジガードＬフロアブル	東京都千代田区大手町一丁目４番２号　丸紅株式会社　代表取締役　梅澤敏徳
22593	クロチアニジン液剤	ベニカ液剤	東京都中央区日本橋本町二丁目１番７号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　宮本一光
22594	カルブチレート・シアナジン・ＤＢＮ粒剤	マスタリーＺ粒剤	東京都中央区日本橋小伝馬町10番11号　株式会社日本グリーンアンドガーデン　代表取締役社長　樫田雅好
22595	カルブチレート・シアナジン・ＤＢＮ粒剤	ＧＦ草退治Ｚ粒剤	東京都中央区日本橋本町二丁目１番７号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　宮本一光
22596	アラクロール・リニュロン乳剤	日産ラクサー乳剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
22597	フェンメディファム水和剤	ホクサンベタナールフロアブル	札幌市中央区大通西八丁目１番地　北海三共株式会社　取締役社長　津田憲一郎
22598	デスメディファム・フェンメディファム乳剤	ホクサンベタブロード乳剤	〃
22599	メソミル粉粒剤	ランネート微粒剤Ｆ	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
22600	トルクロホスメチル・ヒドロキシイソキサゾール粉剤	ホクサンリゾレックスＨ粉剤	札幌市中央区大通西八丁目１番地　北海三共株式会社　取締役社長　津田憲一郎
22601	クロチアニジン・ジクロシメット・フェリムゾン水和剤	ホクサンブラストップダントツフロアブル	〃
22602	クロチアニジン・ジクロシメット・フェリムゾン粉剤	ホクサンブラストップダントツ粉剤ＤＬ	〃

○農林水産省告示第四百三十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年二月十八日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年三月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22603	テフリルトリオン粒剤	ホクコーマイティーワン１キロ粒剤	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄
22604	テフリルトリオン粒剤	ＪＡマイティーワン１キロ粒剤	東京都千代田区大手町一丁目３番１号　全国農業協同組合連合会　代表理事　宮下弘